

平成26年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市城郷小机地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

城郷地区は、区内では相対的に高齢化率の低い地域でしたが、高齢化は着実に進み、18.0%と区の平均18.3%に近づいてきています。

当地区は、地域住民の地域活動・ボランティア活動が盛んで、一人暮らし高齢者の見守りなど地域における見守り体制の充実に取り組んでいます。当地区が横浜市から指定を受けていたモデル事業『地域見守りネットワーク構築支援事業』は25年度で終了しましたが、この成果を踏まえ、さらに地域の見守り体制が充実するよう、地区の福祉保健活動の拠点として後方支援してまいります。昨年度末に行った「地域ケア会議」は、今年度から定期的開催していきます。増加する認知症の対策にも力を入れていきます。また、27年度の介護保険制度改正の動向を見つつ、要介護予備者の減少のため、予防運動などに取り組んでいきます。

子育て支援については、当地区が新横浜に近く交通の便も比較的良好なことから、若い世代も多く、地区の課題となっています。年少人口は13.6%と区の平均12.8%より高く、子育て支援について地域でも取組が活発になりつつあります。

障がい者支援関係では、高齢化に伴って需要が増加するものと予測されます。区内の障がい児支援の先駆けとなった「しろさと地区放課後プラザ」は、立ち上げから6年が経過し、思春期に差し掛かった参加児童への対応など新たな課題が出ています。区自立支援協議会や地区内の小中学校、県立みどり養護学校との連携により、対処していきます。

当ケアプラザは、今年8月で開館10周年を迎えます。地域に定着した感がありますが、10周年を機に、地域の皆様からますます信頼されるよう職員一同努めるとともに、引き続き地域主体で地域支援活動が展開できるよう支援してまいります。

具体的な事業・考え方は、以下のとおりです。

I. 支援を必要とする高齢者に一人でも多くの支援が届くよう、地域包括支援センター及び地域活動交流の活動を通し、情報を共有します。

II. 高齢者支援・子育て支援・障がい児者支援の地域インフォーマル情報の収集と提供を行い、地域ボランティア活動の啓発と支援に役立て、地域福祉保健計画の推進に貢献できるよう努め、地域の要望に応えながら以下の事業を行います。

(1) 地域住民の福祉保健活動等の支援及びこれらの活動の為に、部屋の貸し出しを行います。

(2) 福祉保健等に関する講習会、講座等の開催を企画いたします。

(3) 福祉保健等に関する相談及び情報の提供をいたします。

(4) 福祉サービス・保健サービス等の提供に関する調整をいたします。

(5) 市域住民の要望に応えられるよう努め、状況に即した活動を随時柔軟に実施いたします。

(6) 地域活動交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、通所介護事業の四部門の機能と専門性を活かし、各部門が地域にいかに関与できるかを常に考察しつつ活動運営の改善と改良を繰り返し、地域の要求に応えられる業務運営を

進めます。

- (7) 効率化のための改善は、部門にとられる事無く全職員により、随時意見を求め、内容を把握し適切に行います。
 - (8) 高齢者支援・子育て支援・障がい児者支援の地域ケアプラザの活動指針に偏りなく携わり、地域情報の収集とインフォーマル情報の提供を行い、地域ボランティア活動の啓発と支援に役立て、ひっとプラン港北「たすけあうまち城郷」活動を推進させます。
- Ⅲ. 城郷地区が住民の誰にとっても安心して安全なまちとなり、地域福祉の先進地域となるように、社会福祉法人秀峰会はこのケアプラザの運営に全力で取り組み地域ケアプラザの役割と責任を果たしてまいります。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

1. 横浜市城郷小机地域ケアプラザを預かる指定管理者として、施設や設備の価値を維持できるよう誠実に管理します。
2. 法人の5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）1U（美しい）の取組みを推進し職員一人ひとりが施設管理への意識を持つと共に、利用者の視点に立った設備の安全と快適な環境作りに配慮し、きめ細かいメンテナンス対策を進めます。
3. 建物の管理は、日常点検と定期点検を実施し、日常点検については、横浜市が策定した「公共建築物簡易点検マニュアル」に沿って確実にいきます。定期点検については、専門業者に委託して実施していますが、点検結果等については、建築局や港北区役所に報告すると共に、年間計画を作成し、点検基準に基づき管理します。
4. 設備管理は、設備・機器自体の保全と共に、適正運転がなされることが重要であり、そのため専門業者に委託し、各種点検・検査や測定・記録しています。
また、設備に関しては、安全上、防災上、衛生上の設備基準等が法令に基いた管理を行います。
5. 建物の修繕については、故障箇所及び破損等を早期に発見し、修繕を適切に実施します。
6. 設備、機器運転等については、無駄を徹底的に無くし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めます。
7. 防犯・防災については、戸締りなどを徹底することや避難訓練等を実施すると共に警備会社等と連携し、事件・事故防止を図ります。
8. 常に地域の方々が安全に安心して利用できる施設となるよう、また、施設及び設備が最良の状態を利用がなされるよう、総合的に管理を行います。
9. 清掃業務は、自主清掃と業者による日常清掃を行い、月一回の定期清掃においては年間計画に沿った清掃作業を実施し、衛生管理上、清潔で居心地の良い施設環境作りに努めます。
10. 毎朝の自主清掃には施設周辺の点検・清掃・美化も含め、施設周囲の環境整備に貢献します。

イ 効率的な運営への取組について

地域活動交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、通所介護事業の四部門の機能と専門性を活かし、各部門が地域においていかに貢献できるかを常に考察しつつ、改善と改良を繰り返し、地域の要求に応えられる業務運営を進めます。

効率化のための改善は、部門にとらわれる事無く全職員により、随時意見を求め、内容に応じ、適切な改善ができる体制作りをします。

公の施設の管理者としての地域ケアプラザは「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図ると共に、福祉保健サービスを身近な場所で総合的に提供する。」為の地域の福祉保健活動の拠点と位置づけられ、また「多様化する地域住民のニーズに適切に対応するため、管理に民間の能力も活用し住民へのサービスの向上と経費の節減を図ること」とされています。このことを十分に理解認識し運営します。

地域住民の誰もが安心して利用できる施設として、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図ると共に、福祉保健の総合窓口として城郷地区の皆様に必要な支援サービス及び最新の情報を提供する事を目的として運営します。

高齢者人口が区内他地域に比べ少ない地域ではありますが、地域包括支援センターを中心に地域高齢者把握活動を行うことで、一人でも多くの支援が必要な地域高齢者の方々を支援できるよう地域と連携してこれに努めます。

高齢者支援、子育て支援、障がい児者支援の地域ケアプラザの活動指針に偏りなく携わり、地域関連情報の収集とインフォーマル情報の提供を行い、地域ボランティア活動の啓発と支援に役立て、地域福祉保健計画の推進にも貢献できるよう努めます。

運営にあたってはケアプラザの管理者として、全ての事業の活動状況と、地域の福祉保健活動の現状を充分把握し、地域住民による福祉活動の推進を促し、現場目線でケアプラザの活動を検証しながら運営してまいります。

ウ 苦情受付体制について

苦情解決に関しては、施設内に苦情解決責任者と苦情受付担当者を設置することにより、随時適切に対応します。

在宅介護支援業務及び居宅介護支援業務においては、新規利用者のサービス開始時に苦情解決責任者と苦情受付担当者の設置とその氏名を明確にします。

また苦情受付担当以外のスタッフも利用者の状況を常に把握し、適切な声かけをすることにより、利用者からの苦情に至らないように努め、利用者の要望も、職員会議等にて報告検討し、これに柔軟に対応します。

各部門で年2回以上のアンケート調査を実施し、ご利用者の満足度と要望を知り、最良のサービスの提供を目標に事業運営をしていきます。

ご利用者からのニーズ及び要望は、事業開催ごとのアンケートと、各部門別に全体で実施するアンケート調査等で把握する以外に、直接の意見を伝えられる場合と、「ご意見箱」への投書等も含め広く調査し、地域からのニーズ、要望、苦情等のご意見の積極的抽出と改善に努めます。

また、苦情受付担当に限らず、職員全員が利用者の状況を常に把握し、適切な声かけをすることにより、利用者からの苦情の出ないように努め、利用者の要望は全て職員会議等にて報告検討し、これに柔軟に対応し改善に努めます。

施設内で起こる全ての苦情の総括責任者はケアプラザ所長となり、各部門からの報告を受け随時、真摯な態度で対応し、解決の為の適切な処置を講じます。

また、同時に苦情内容を市役所及び区役所に速やかに報告します。

法人は弁護士等を委員に迎え、第三者委員を設置し苦情対応を行っています。施設にて対応しきれない苦情に対しては、法人本部及び第三者委員との連携により適切に対処し、施設のみならず法人全体として常にご利用者の要望に応えられるよう努めます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

防犯対策及び防災対策のマニュアルを基に、職員への指導を行います。大規模な事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、関係機関に対して正確な事態発生への報告を行い、同時に防犯と防災への対応ができるよう体制を整備しています。

施設内の消防計画に則り、防火・防災の為に避難訓練と初期消火訓練、救命訓練等を実施し、緊急事態に備えています。

また「横浜市防災計画」に位置付けられた、災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定を港北区役所と締結しています。

管轄の消防署及び警察署とは、常に連携を取り、防災と防犯の取組みに積極的に参加します。

衛生面に関する安全管理は、安全衛生委員会を毎月定期及び必要に応じて随時開催し、施設内の衛生管理と安全運営に努め、施設の衛生管理から職員の就労と健康に関する問題まで総合的な安全衛生活動を推進します。

地区センターと連携し、地域の安全防犯活動に協力して、施設周辺の安全管理及び防犯活動等は両施設の職員が率先して行うようにします。

防犯・防災に関する通達は地域に情報提供し、安心安全な地域づくりに努めます。

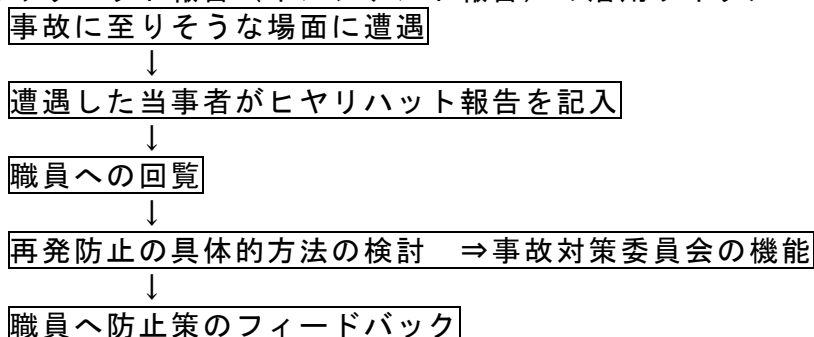
オ 事故防止への取組について

事故防止

事故防止に関しては、所長を委員長とした事故対策委員会を設置し、事例検討会や研修講習を実施し、事故防止に対する職員の意識を高めます。

サービス提供時に発生したヒヤリ・ハットは下記のチャートの流れにしたがい分析と検討を行い、再発防止と事故に関する重要な情報として記録し活用します。

* ヒヤリハット報告（インシデント報告）の活用サイクル



* 業務遂行時のヒヤリハット行為に敏感になり、多くの報告を提出することで事故発生（インシデント）を未然に防ぐ努力をします。

総合的取り組み

防犯対策及び防災また、ケアプラザ内に所長を委員長、各部署の代表者からなる安全衛生委員会を設けています。事故防止、感染症対策、労働衛生等の取り組みを行い、そこで発生したすべての事故を検証し、いかにすれば事故を減少させられるかを検討します。

また、近隣の医療機関や小机消防出張所・小机交番・地域防災団体等との緊急時の連絡を密にすると共に、定期的に各機関との意思疎通を行い、指導を受けながら定期的に防災訓練を行っています。

具体的な防止策

1. 貸し館の利用者については、災害時の避難誘導の手順、利用者へ火器使用の際の注意喚起、爆発物、危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気ガスの消し忘れ等の点検、チェックリストを利用した日常の巡視点検を行い防火対策を実施します。
2. 横浜市防災計画に基づいた特別避難場所として区と協定書を交わし、在宅要援護者のために応急備蓄物資の整備により救助体制に協力します。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

地域ケアプラザにおいては、施設利用の方々の多くの個人情報を保有しています。このため「個人情報の保護に関する法律」等の法令、横浜市の「個人情報の保護に関する条例」に従い、法人の「個人情報保護に関する規程」を定め、個人情報の保護と漏洩防止に取り組んでいます。

職員を採用した時には「個人情報の保護に関する誓約書」を提出させると共に、採用時研修では個人情報の保護を必須科目として習得させています。

配属後は年1回以上職場研修を行い、更に職員一人ひとりに「個人情報保護チェックリスト」を用いて、地域活動交流及び地域包括支援センター職員については年1回以上、通所介護及び居宅介護支援事業職員については年4回チェックを行っています。

他事業所等の個人情報の漏洩事例については、所属別会議（欠席者事例回覧）等で周知すると共に注意を喚起します。

個人情報の保護については、ハード面の対策も重要です。このため、個人情報関連書類等は書棚等に施錠して保管します。

以上の注意事項を踏まえ、個人情報の取り扱いは、以下の要点に注意し法令順守で守秘義務を守り、情報漏洩を防止します。

1. 個人情報に関する記載のある書類の管理は、事務所内施錠可能な棚や引き出し等の適切な保管場所にて厳重管理します。

2. 施錠管理に関しては、各部門の管理責任者と所長が鍵を所持し管理しています。
3. 直接の担当以外の個人情報の閲覧は、管理者及びケアプラザ所長の許可を得て行います。
4. 個人情報のケアプラザ外への持ち出しを禁止します。
5. 個人情報記載文書のFAX送信、及び郵送時には個人情報部分をマスキングすることで情報漏洩を防ぎます。
6. 個人情報の開示及び内容の訂正変更等に関しては、利用者本人または契約書代理人の申し入れによってのみ行う事とします。
また、個人情報の保護に関する施設内研修は随時行い、職員の利用者の個人情報の管理意識向上を図ります。

キ 情報公開への取組について

市の指定管理料等によって運営されているケアプラザの事業は、広く住民に情報が開示されることが当然と受け止め、制度を利用し積極的に情報公開を実施します。

法人の運営状況等については、法人が発行する「秀峰通信」(年4回発行)やケアプラザの閲覧資料にて公開しています。

また、ホームページで法人及びケアプラザの事業の紹介なども行っています。

介護サービス情報の開示では毎年、第三者機関による確認を経て開示しています。

ケアプラザ窓口には、事業計画・事業報告・予算決算書・第三者評価書等をカウンターに常時備え付け、閲覧に供しています。

以上の取り組みについては、今後も継続すると共に、個人情報の保護を全職員が遵守してまいります。具体的には、力で記載したとおりです。

運営状況等の情報公開については、ホームページの内容を更に充実させ、アクセスし易いものにしていきます。

また、個人情報の保護に関する施設内研修は随時行い、職員の利用者個人情報の管理意識の向上を図ります。

ク 環境等への配慮及び取組について

施設内空調温度の省エネ設定、床暖房・外周照明等のタイムスイッチの設定をこまめに調整し、電力使用量削減を図ります。設定温度は常に指導の範囲であることを確認し、クールビズなどを実施するとともに換気等により室温を調整します。

ゴミに関しては担当責任者を置き、ゴミの分別を徹底することにより「ヨコハマはG30」の指示指導を厳守し、ゴミの減量とリサイクルに取り組みます。

車両関係では、デイスサービス送迎車両の運行経路の見直しを行うなど、燃料消費削減に努め、燃費の向上や、排出ガスとCO2排出削減に取り組み、環境汚染と地球温暖化防止に貢献していきます。

訪問や外出に際しては、できるだけ車両の使用を控え、可能な限り公共交通機関を利用し、エネルギー資源の節約を実施します。

日々の業務において、作業効率を上げることで作業時間を短縮し、人件費・エネルギー資源の節約に努めます。

以上は4部門全てにおいて共通に行われ、職員一人ひとりが環境への配慮に関して積極的に取り組むよう指導します。

施設利用者に対してもケアプラザ施設内の掲示等で協力と理解を求め、地域をあげての活動に広がるよう、率先して取り組む姿勢を地域に示します。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

- ・ 保健師等（看護師）（管理者兼務） 1名
- ・ 社会福祉士 1名
- ・ 主任ケアマネジャー 1名
- ・ 介護予防プランナー 1名

《目標》

- ・ 高齢者ができる限り要介護状態にならないように利用者の自立を支援し、介護保険のサービスとインフォーマルサービスを併用しながら、生活の質の向上をはかります。
- ・ 適切なモニタリングによるサービス調整を行い、自立に向けた計画作成を行います。
- ・ それぞれの職種の専門性を生かしながら、体の機能改善や生活の質の向上を目指します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 実費弁償なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 地域の集まりやチラシ等の媒体において、各種必要な情報提供を行います。
- ・ 地域の民生委員や区役所・地域のインフォーマルサービスなどと密な連携をとり、支援が必要な場合は早めの手立てをしていき、要介護状態になることを事前に防ぐように努力をします。
- ・ 要支援の方でも地域の体操教室やサロン等地域資源を積極的に活用しながら、介護保険外のサービスも含めた幅広いサービス提供を行います。
- ・ 要支援のサービス未利用の方に対しても見守りを行なうことにより、必要時にすぐにサービスにつなげることが出来るようにしていきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
101	102	103	104	105	106
10月	11月	12月	1月	2月	3月
107	108	109	110	111	112

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名
 介護支援専門員 常勤専従 5名
 介護支援専門員 常勤兼務 1名（管理者）

《目標》

- ・地域資源と連携して地域密着ケアを推進し、在宅で暮らしたいご利用者の期待に応えます。
- ・包括、区役所、医療と連携し、チームケアで在宅ケアの可能性を広げます。
- ・居宅介護支援事業所の規定変更に対応して遵守する。
- ・従業員満足度をさらに高め、顧客満足度のさらなる向上に努めていきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・介護支援専門員6人体制を生かしてカンファレンスによるチームケアを行います。
- ・地域の研修会や行事に協力して、地域貢献します。
- ・毎月の法人内研修、業務改善会議等で、自己研鑽、職場環境改善を図り、職員の援助技術向上に努め、やりがいのある職場を実現します。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
230	230	230	230	230	230
10月	11月	12月	1月	2月	3月
230	230	230	230	230	23

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要介護1） 720円
 - （要介護2） 847円
 - （要介護3） 979円
 - （要介護4） 1,110円
 - （要介護5） 1,241円
- 食費負担 710円
- 入浴介助加算 53円
- 個別機能訓練加算Ⅰ 45円
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）利用者負担1.9%加算

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9：35～16：35

《職員体制》

- ・ 管理者 (常勤) 1名 (兼務)
- ・ 生活相談員 (常勤) 3名 (兼務)
- ・ 介護職員 (常勤) 10名 (兼務) (非常勤) 4名 (兼務)
- ・ 機能訓練指導員 (常勤) 3名 (兼務) (非常勤) 3名 (兼務)

《目標》

ご利用者本位のサービス提供のみならず、可能な限りご家族のご要望にも応えられるサービスを追及します。

今年度より個別機能訓練加算Ⅰを開始。これまで以上に機能訓練を充実させ、ADLの維持・向上を担っていきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

水彩画、絵手紙、陶芸等の教室を定期的に開催しており、職員による企画や小グループによる活動も充実しています。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
890	920	890	920	910	900
10月	11月	12月	1月	2月	3月
920	890	840	820	830	920

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要支援1） 2, 230円
 - （要支援2） 4, 465円
- 食費負担 710円

- 介護職員処遇改善加算（I）利用者負担1.9%加算

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9：35～16：35

《職員体制》

- ・管理者 （常勤）1名 （兼務）
- ・生活相談員 （常勤）3名 （兼務）
- ・介護職員 （常勤）10名（兼務） （非常勤）4名（兼務）
- ・機能訓練指導員（常勤）3名（兼務） （非常勤）3名（兼務）

《目標》

地域包括支援センターと常に連携し、予防のご利用者を積極的に受け入れ、地域の予防活動に貢献します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

水彩画、絵手紙、陶芸等の教室を定期的で開催しており、職員による企画や小グループによる活動も充実しています。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
130	134	130	134	129	115
10月	11月	12月	1月	2月	3月
134	130	127	117	122	134

認知症対応型通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要介護1） 1, 105円
 - （要介護2） 1, 224円
 - （要介護3） 1, 345円
 - （要介護4） 1, 465円
 - （要介護5） 1, 584円
- 食費負担 710円
- 入浴介助加算 54円
- サービス提供体制強化加算（I） 13円
- 処遇改善加算（I）利用者負担2.9%加算

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:35～16:35

《職員体制》

- ・ 管理者 1名（常勤兼務1名）
- ・ 生活相談員 3名（常勤兼務3名）
- ・ 介護職員 7名（常勤兼務6名、非常勤専従1名）
- ・ 機能訓練指導員 6名（常勤兼務6名）

《目標》

少人数制である事を活かし、ご利用者主体の援助を実践します。
 接遇・マナーを徹底し、おもてなしの心で接します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

介護保険の認定、認知症の診断を受けられた方を対象に、健康チェック・入浴・食事・体操・調理・創作活動・屋外活動・音楽プログラム等、お一人お一人のペースを大切にしながら行います。

いつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、ご利用者様・ご家族様を専門の職員が支援します。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
272	281	272	281	278	275
10月	11月	12月	1月	2月	3月
281	272	256	250	253	281

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

地域の身近な相談窓口として、ご相談者のニーズを把握し、高齢者分野・障がい者分野・子育て分野など分野を問わず地域の相談に対応します。また地域の民生委員、主任児童委員の協力を得て、地域の資源や地域にある社会資源情報を提供し、同活動団体へと橋渡しを行います。

またインフォーマルサービスだけで対応しきれない課題を有する場合は、高齢者分野では地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が中心になり対応するとともに、その他の分野に関しては区や、港北区自立支援協議会に加え、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく専門機関やサービス提供団体と連携対応していきます。

子育て情報に関しては、区からの情報を常にケアプラザで提供可能にするように、連携強化と情報や資料整理・準備・更新を行います。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ・地域活動交流と地域包括支援センターとの共同で、ボランティア連絡協議会開催や地域ボランティア活動団体への後方支援を進めます。
- ・地域包括支援センターと地域活動交流の両部門が連携を取り、地域にある自立化した体操教室への支援を行なうとともに、地域包括支援センターで関わりの多い年代よりも若い世代に向けて体操教室を実施することにより、その世代が高齢者になる前段階での介護予防への取り組みを行うなど、両部門の特徴を生かした連携を行っていきます。また事業の企画に関しても、2部門の活動にそれぞれの業務特性を活かした意見が反映できる体制作りを進めます。
- ・ケアプラザの事業の案内に関しても、両部門の把握している個人や団体に対してそれぞれが積極的に集客を行うことで広い範囲への周知が可能になり、一人でも多くの地域の方々がケアプラザに興味をもち、事業に参加していただくと同時に、地域の情報把握にも2部門が協働して進められるよう努めます。
- ・当該地域支えあい連絡会から立ち上がった城郷ふれあいの会における港北区障害児訓練会保育ボランティア協力（ラポール開催時限定）へは、地域活動交流が、また個別対応に関する支援には地域包括支援センターがそれぞれ後方支援にあたり、ケアプラザ内での両活動の情報を共有し、担当者不在時にも速やかな助言指導のできる体制づくりを強化します。
- ・地域包括支援センター主導で元気づくりステーションも地域内に2か所に増え、地域コーディネーターも積極的に活動支援を行い、長期的に活動を継続していくための土台作りを協力して行います。
- ・地域ケア会議の促進において、地域活動交流と地域包括支援センターの連携が今後さらに必要とされると考え、積極的な連携を行うことにより、城郷地区の地域の力を活かすための効果的な取り組みについて情報共有・協働を推進します。

3 職員体制・育成

職員体制については、専門的な教育を受けた経験者の採用を軸に、資格未取得者の採用も含め積極的な人員確保を行います。

また、地域活動交流では地域の人材をサブコーディネーターに採用し、地域の人材資源を活用し、より地域に溶け込めるよう努めます。

必要な人材を必要な部門に配属し、それぞれの持つ能力が十分に発揮できる職場環境を整備し、職員の研修参加や資格取得支援等の職員教育に努めます。

職員の職場定着がサービス、作業効率両面に有効と考え、職員の定着率を上げ、長期安定の職場環境の整備を図ります。

福祉保健活動に関する知識及び地域サービスの基礎知識を法人内外の研修と職場内研修により、職員に継続的に指導します。

また各専門職員に対しては、介護保険法等の改正により必要となった最新情報について随時研修及び説明会に参加させることにより、職員の技量の向上を図ります。

研修は年間計画を基に参加しますが、計画外の研修であっても、必要に応じて参加させます。

4 地域福祉のネットワーク構築

当該地区における第2期港北区地域福祉保健計画「たすけあうまち城郷」を基盤に、第1期計画期間に立ち上がった複数の地区ボランティア団体及び第2期に立ち上げた地域ボランティア連絡会を支援し、地域福祉保健推進を図ります。

第2期計画は推進委員会を運営委員会組織で進め、地域支えあい連絡会を軸として、地域におけるボランティア活動団体及び、3年目をむかえる地域ボランティア連絡会等の活動団体の紹介と相互の活動検討会等の実施により、各団体の運営内容の充実をはかります。さらに、身近な地域課題を共有し、1期までには顕在化していなかった、多角的な地域福祉課題（担い手不足への対応や地域の子どもたちを見据えた担い手育成等）への対応を盛り込みつつ、解決に向けて必要な情報が世代や立場を超えて共有されるような仕組みづくりを進めるべく、その後方支援を励行していきます。

5 区行政との協働

区を軸とし、港北区社会福祉協議会、城郷地区社会福祉協議会、港北区自立支援協議会、港北区内地域ケアプラザ、病院及び医療機関、保育園、幼稚園、小学校、中学校、地区センター、警察、消防署等の公的機関と連携し、地域における福祉保健の窓口であり、地域住民に対する福祉保健情報の発信源としての役割を果たせるよう努めます。

また、当該地区では、区と当地域包括支援センターの協働による、介護予防支援事業が活発であることから、高齢者支援事業において当地域交流は当地域包括支援センターとの連携強化を継続して実施していきます。

また、精神保健サロンや、城郷地区としてケアプラザが共催して実施している障がい児放課後支援事業をはじめ、各種障がいに対する地域住民の正しい理解を今後も継続的に呼びかけながら、インフォーマルサービス提供を発展させつつ、併せて障がい児者及びご家族、地域、学校等と協力し、ボランティア相互の顔の見える関係づくりと連携をさらに構築していきます。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・ 地区社会福祉協議会と協働で立ち上げた障がい児支援事業「しろさと地区放課後プラザ」をはじめ、障がい支援に関わる活動団体については、参加者の成長とともに新たに発生する成長期ならではの課題は、港北区自立支援協議会の専門機関からの協力をいただくなど、活動団体だけでは解決できないさまざまな問題や課題については、コーディネーターが仲介しながら、他機関と地域をつなぎ、地域とともに改善に務めます。
- ・ 介護予防分野においては、地域包括支援センターとの4職種情報交換を活かしつつ、多角的な視点から、わかりやすい言葉での周知に努めます。
地域住民に有効な情報は、ケアプラザ広報誌、ツイッターなどの媒体を活用し、地域のみなさまに広く周知できるように努めます。
- ・ 子育て分野においては、引き続き、主任児童委員や地域子育て支援拠点「どろっぷ」との連携の中から必要な情報の発信に努め、ツイッターだけでなく「おおきくなあれ」ブログやココめーるでの情報提供も積極的に行います。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

ケアプラザ内の登録団体については、団体メンバーの各個人との関わりも積極的に行いながら適性を見出し、新規ケアプラザ自主事業の講師役として起用するなど、新たな地域交流の場を提供し、各個人の趣味趣向に合った福祉保健活動に導けるよう努めます。今年度は「男の書道教室」から自主化された「藍の会」に落款印づくりの協力者となっていただき、参加者と藍の会とのあらたな地域交流の場を提供できるよう計画を促進します。同様に他団体においても外部との交流が担える場を随時提供する試みに努めます。

また、登録された団体活動の内容にかかわらず、個人の能力として音楽活動に秀でた方には、人気の歌声サロン系の講座での伴奏や、介護保険施設での演奏協力を促すなど、積極的にボランティアコーディネートを実践していきます。

3 自主企画事業

区はもとより、地域子育て支援拠点どろっぷ、民生委員児童委員協議会、港北区自立支援協議会等との連携及び情報共有を行いながら、当該地域の中から聞こえてくる新たな課題を収集し、地域の理解や知識を深めながら、必要な事業展開を実施します。具体的には、城郷中学校で昨年度はボランティア活動1000人目標に届かなかったことを受け、今年度は地域の児童生徒も興味を持って障がいを理解する講座などに取り組みながら、既存の「ちょいボラサポーターズ CLUB」への参加斡旋や、そのほかのボランティア活動へも参加しやすい環境づくりにも努めます。計画の段階から、学校や学校関係者らの意見を参考にして、地域とともに推進します。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ・ 既存の「ひっとプラン港北」地区別計画「たすけあうまち城郷」で立ち上げた「ボランティア連絡協議会」の後方支援及び、城郷中学校区を共有する菅田地域ケアプラザ（神奈川区）、東本郷地域ケアプラザ（緑区）等との協働企画、中学生のための「ちょいボラサポーターズ CLUB」を引き続き行いながら、若年期からの啓発を積極的に進めます。
- ・ また、ケアプラザ開設10周年となる今期は、300名近い登録ボランティアの実働可能者の把握に努め、実働可能者とボランティア受け入れ希望施設等への派遣にも積極的に取り組みます。
- ・ エリア内小中学校との連携し「障がいを理解する講座」などマイノリティーな人々への関心や、障がい者への正しい理解を促す事業を積極的に進めます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ・医療機関からの相談に対して、医療機関の相談員との連携により退院時にスムーズに在宅への生活に移行できるように、関係機関と協力しながら支援を行います。
- ・必要な時に必要なサービスにつなげることが出来るように、日頃から情報収集を行い、相談者のニーズに適した支援を行います。
- ・地域にあるインフォーマルサービスの把握と活用により、地域住民の状況に合った支援を行います。
- ・地域からの様々な相談に対して、ケアプラザで解決が困難なものは、関係する専門機関や行政機関との連携により、相談者のニーズに沿った制度・サービスにつなげます。
- ・いつでも気軽に相談が出来るように、老人クラブや体操教室のOB会など地域住民の集まる場に出向き、顔の見える関係作りを継続して行います。

地域包括支援ネットワークの構築

城郷地区見守りネットワーク構築事業の中で全地域（9町内会）が見守れる体制ができるように支援していきます。
今年度は見守り活動の中での課題を抽出し、地域支えあい連絡会で課題をまとめ新たな事業の取り組みの準備を行います。

実態把握

- ・「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」を民生委員と連携して安否確認を行いながら、新たな見守りが必要な方の掘り起こしを実施します。
- ・地域住民による見守りの後方支援を行いながら、必要な方には迅速に対応をして、スムーズに各種サービスにつなげるよう支援を行います。
- ・地域の身近な相談窓口として老人クラブ・地域のサロン・自立化した体操教室等、地域の身近な集まりに出向き、ニーズ把握を行いながら相談しやすい環境作りに努めます。
- ・地域の有償家事ボランティアの「城郷ふれあいの会」や民生委員・市営住宅の相談員など、地域の関係団体と情報共有を行うことで連携を深め、必要なケースには同行訪問をするなど、地域での見守り、実態把握を進めていきます。

2 権利擁護

権利擁護

- ・成年後見制度や遺言・相続、金銭管理についてなど地域住民に必要な情報を伝える為に、必要に応じて法律の専門職や港北区社会福祉協議会あんしんセンターと連携をとりながら支援を行います。
- ・様々な個別の相談に対応するために、「行政書士による個別相談会」を実施するなど、専門的な相談が出来る場の確保に努めます。
- ・振り込め詐欺や消費者被害予防のために、地域の老人クラブや体操教室に出向き、最新の被害の手口や地域で実際に起こった事例の話を行い被害の予防に努めます。
- ・実際に消費者被害に遭っているケースでは、ケアマネジャー・介護サービス事業者・区役所等関係機関との連携を行いながら、地域での見守りを強化していきます。
- ・成年後見制度については、必要な方に個別に案内を行い、必要に応じて専門職に繋げていきます。

高齢者虐待

- ・ 老人クラブや自主化した体操教室等地域の集まりでパンフレットによる周知を行い、地域での見守りの重要性についての理解を深め、実際に虐待が起こった際の窓口の周知を行います。
- ・ 行政と協力して高齢者虐待防止連絡会・作業部会のネットワークを開催し、関係機関と継続した関係を築き、共通認識のもと高齢者虐待の対応が出来るように関係強化をしていきます。
- ・ 行政との協力のもと、ケアマネジャーやサービス事業所等福祉専門職に向けて研修会を行い、虐待対応力の向上を目指します。
- ・ 民生委員児童委員協議会で高齢者虐待の周知を行い、高齢者虐待を含む見守りが必要な方に対して、連携して対応が出来るように関係強化をしていきます。

認知症

- ・ 昨年小学校2校（小机小学校、城郷小学校）向けの認知症サポーター養成講座を開催することができました。今年度も継続して小学生向けに講座を開催予定。また今年度は企業向け（信用金庫、タクシー会社、東芝）や民生委員など幅広く地域でのサポーター養成講座を開催し、認知症になっても安心して暮らせる城郷小机地区となるよう努めます。
- ・ 港北区徘徊認知症高齢者かえるシートのPRをして登録を促していきます。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

- ・ 各地域団体、体操教室利用者、ケアプラザ利用者に基本チェックリストを実施し二次予防対象者の把握に努めます。
- ・ 包括として把握しているケースを参考に、個別訪問を行った際に基本チェックリストを実施し（高齢の家族も含めて）、二次予防対象者の発掘に努めます。
- ・ 民生委員や城郷ふれあいの会、見守り隊など地域の方と協力し、活動を通じて関わっている方にチェックリストを行い、二次予防対象者の発掘に努めます。必要があれば定期訪問などを継続して見守り体制を強めていきます。
- ・ 元気づくりステーション、介護予防普及強化事業の参加者に基本チェックリストを実施し、二次予防対象者を把握していきます。
- ・ 包括の総合相談窓口で、介護予防の必要性があれば基本チェックリストを実施し、二次予防対象者の把握に努めます。
- ・ 記入された基本チェックリストの結果を基に、二次予防対象者基準に該当する人を区に報告していきます。（実績報告書を作成し報告していきます）

介護予防ケアマネジメント力

- ・ 二次予防対象者を把握し、必要と思われる方には元気づくりリレーションや介護予防事業、訪問事業の説明をして参加利用を促すと同時に、区にもつなげていきます。
- ・ 訪問事業につながらない場合は、介護に関する情報の提供やケアプラザで行う自主事業、地域資源（地域のサロンなど）の利用支援を行い、今後の生活機能の維持・改善につながるよう支援していきます。
- ・ 支援結果については区に適宜報告していきます。
- ・ プログラム終了後は評価を行い、引き続きフォローをしていきます。（自主グループの紹介や地域活動を紹介する）
- ・ 介護申請にて要支援 1, 2 となられた方を地域包括支援センター職員（ケアマネ委託も含め）で担当しサービス調整や相談にのっていきます。サービスの利用がない場合でも定期的に訪問して更新などの手続きを行っていきます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・ ケアプラザの自主事業や民生委員・地域のボランティア団体の定例会で、介護保険制度の概要等の説明を行います。
- ・ ケアマネジャーと民生委員との情報交換会を実施し、地域の高齢者の状況及び支援の課題について話し合いの場を設定します。
- ・ エリア内の介護保険サービス事業所内容（アピールシート）を更新し、各居宅事業所に配布します。
- ・ 民生委員児童委員協議会の定例会で介護保険や地域資源についての説明を行い、一人暮らしの高齢者の安否確認時に地域の情報を提供できるように支援していきます。
- ・ 孤独死防止のために男同志の昼食会「ダン・ラン」に参加を促すために、民生委員と連携していきます。
- ・ 介護セミナーを開催し、介護している方や一般の方を対象に「人はなぜのめりこむのか（お酒、薬物など）」「正しい終活のすすめ」「認知症の理解と対応について」「医療講座」など年5回開催予定。

医療・介護の連携推進支援

- ・ 26年度はケアプラザの事業のご案内や城郷だよりなどを持参しながら、医療機関に定期訪問していきます。また病院から在宅に帰る時に地域の訪問医と上手くつながるために訪問医の連携シート作成を予定しています。
- ・ 今年度から南部・北部の合同ケアカンファレンスとし、ケアマネジャーと往診医との交流会を行います。
- ・ エリア内の薬局へ定期訪問し、ケアマネジャーから情報を提供していきます。
- ・ 今年度は港北区高齢者支援ネットワークで医師会、歯科医師会、薬剤師会など共催事業を展開していきます。

ケアマネジャー支援

- ・ 今年度は港北区全体での合同カンファを中心に行います。
- ・ 認知症「事例検討」、行政サービス、認知症・精神疾患の訪問医との連携、薬剤師との連携、地域ケア会議、嚥下・栄養、グリーンケアについてなど港北区高齢者支援ネットワークの準備と関係機関と連携しながらの講座を開催します。
- ・ 区内包括看護職と合同で「インフォーマルサービスを活用したケアプランの立て方」をテーマに介護予防支援従事者研修（予防プラン研修）を開催します。
- ・ 新人・就労ケアマネジャーへの支援については区役所と合同で実習を年3回実施します。（6月、7月、1月）

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・ 今年度から本格的に開始した地域ケア会議では、個別ケースレベルは年3回、スモールステップから（やれるところからやってみよう）始めていきます。個別ケースを多職種の専門的視点を交えて検討して、地域の課題の抽出し、包括レベルで討議して課題解決をしていきます。
- ・ 地域包括支援センターレベルでの課題に対しては当ケアプラザ運営協議会で協議し、地域の新たな資源開発が必要なときは地域支えあい連絡会で取り組んでいきます。

介護予防事業

介護予防事業

- ・ 26年度は介護予防普及強化事業として6月から「シナプソロジーで元気アップ」の教室を3回シリーズで行います。また9月と10月の2日間かけて口腔ケアの教室を開催し時間をかけて口腔ケアの勉強をしていきます。11月には昨年実施したスクエアステップのリーダーに向けてスキルアップ研修を予定しています。
- ・ 自立化した体操教室やミニデイサロンへの支援策として体力測定の実施などを継続し、各教室へ引き続き支援をしていきます。
- ・ 城郷地区に立ち上がった2か所の元気づくりステーション「岸根ウォーキング倶楽部」「鳥山元気サロン」を引き続き支援していき、長く継続できるように関わっていきます。
- ・ 地域交流との共催事業も企画していきます。

その他

- ・ 港北区内の地域包括支援センターと地域交流の連携を深める為、今年度も四職種連絡会を開催し、各ケアプラザの顔の見える関係作りを行い連携を深めます。
- ・ 高齢者専用の市営住宅や新しくできたサービス付高齢者住宅の住民に向けて、それぞれの相談員と連携を取りながら個別ケースの支援を行なうとともに、区と協力して、住民に向けてサロンを開催し介護予防事業の普及に努めます。
- ・ 介護者や地域住民に向けてケアプラザ協力医による相談会や講演会を行い、生活習慣病の予防を図ります。

平成26年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 城郷小机地域ケアプラザ

平成26年4月1日～平成27年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応型 通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	18,668	22,856	149					
	介護保険収入				6,765	41,011	112,618	10,389	48,878
	その他	0	0	0	0	0	624	0	0
	雑収益						624		
	収入合計(A)	18,668	22,856	149	6,765	41,011	113,242	10,389	48,878
支出	人件費	11,002	19,276		2,424	34,010	87,098		29,033
	事務費	649	908	149	1,955	2,342	6,505		1,900
	事業費	315	60			650	14,338		4,967
	管理費	5,089	1,741			1,280	9,055		3,099
	その他	880	0	0	0	0	2,993	0	998
	施設使用料相当額						2,993		998
	消費税	880							
支出合計(B)	17,935	21,985	149	4,379	38,281	119,988	0	39,996	
収支 (A) - (B)		733	871	0	2,386	2,729	△ 6,746	10,389	8,882

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。

※ **指定管理料提案額をベースに作成してください。**